



第 10 号

発行者

阿見町農業委員会

編集者 編集委員会

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号

電話 029-888-1111

E-mail: nogyojimukyoku-ofc@town.ami.lg.jp

「目標地図」作成へ向けての取り組み

令和 5 年 12 月 20 日、水戸市のザ・ヒロサワ・シティ会館で「2023 年度地域の農地を活かし持続可能な農業・農村を創る運動推進大会」が開催され、農地集積と目標地図の素案作成への取り組み事例に関して、横張会長【写真右】、浅野事務局長【写真下】が事例報告を行いました。

【写真提供：（一社）茨城県農業会議】



事例報告では、地権者との合意形成を図面にまとめたことで、大規模な農地集積と農業法人の参入に繋がった事例などプロジェクタースクリーンを用いて発表しました。

また、農業委員会では、新たに 10 年後に目指す地域の農地利用を示した「目標地図」を作成し、地域計画の作成にあたっては、町と連携を図り積極的に取り組むこととなっております。

これまで以上に農業者等の意向把握を進めることが重要となりますので、農業者の皆様のご協力を宜しくお願いいたします。

農作業標準賃金表（令和6年度）・農地の貸借情報

作業名	賃 金	単 位	摘 要
プラウ耕起(田・畑)	7,000円	10a	
田耕起(ロータリー)	5,500円	10a	
代掻	8,000円	10a	
耕起～代掻	13,500円	10a	
畦塗り	55円	1m当たり	
育苗(箱苗)	800円	1箱	硬化苗
田植(苗別)	6,500円	10a	条件により割増とする
育苗～田植(苗込)	22,000円	10a	苗持込

作業名	賃 金	単 位	摘 要
刈取～乾燥・調整	40,000円	10a	刈取～袋詰めまで倒伏等の条件により割増とする
乾燥・調整	2,500円	60kg	生乾燥～袋詰めまで
籾摺り(色選込)	1,000円	60kg	玄米 60kg当たり
全利用(田)	75,000円	10a	苗持込
畑耕起(ロータリー・プラソイラ)	5,500円	10a	
畑除草(バロネス)	11,000円	10a	条件により割増とする
麦刈取～調整	33,000円	10a	刈取～袋詰めまで倒伏等の条件により上限とする

※燃料費等は、請負者負担とする

○農作業臨時雇用標準賃金

作業名	賃 金	単 位
田植	7,700円	一人当たり 8時間
田植除草	7,700円	
稲刈	7,700円	
その他農作業	7,700円	

※茨城県の最低賃金を上回る

○農地の貸借数（令和5年1月～12月中に設定分）

	田		畑	
	使用貸借	賃貸借	使用貸借	賃貸借
利用権の設定	4筆	100筆	31筆	32筆
農地中間管理事業	61筆	107筆	79筆	69筆
※農地法第3条	0筆	0筆	0筆	2筆

※区分地上権、地役権設定を含む

農地の貸借の種類と農地中間管理事業特例事業（農地の売買）について

●農地の貸借について

利用権設定

農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借方法です。

貸借期間が満了すると自動解約となります。
※令和5年4月1日法律改正により、利用権設定の制度が廃止されました。設定期間満了までは有効です。その後の賃借は、右記のいずれかを活用いただくことになります。

農地中間管理事業

農地中間管理機構（県農林振興公社）を仲介とした農地の貸借方法です。

貸借の設定期間は原則10年以上となります。

農地法第3条

農地法に基づく農地の貸借方法です。

農業者年金の経営移譲年金を受給するために利用される場合に、親子間での使用貸借を設定する等があげられます。

●農地の売買について

適応要件は

- ①農業振興地域・農用地区域内の農地
- ②買受人が主として農業経営に従事
- ③買受人の農地取得後経営面積が基準面積以上

※阿見町の経営基準面積は2.10haです

これまで町における農地の売買は、農地法第3条許可による所有権移転がほとんどでしたが、一定の条件を満たした場合、農地中間管理機構が行う特例事業（売買）を推奨しています。

本事業のメリット・要件・メリットについてご紹介します。

メリットは

- ①公益団体である公社が間に入ることでの安心感
- ②届出・許可申請・登記手続き等は公社
- ③譲渡所得税の控除（最大800万円まで）

令和5年度の売買実績

売渡人数：6人
買受人数：3人
件数：6件
筆数：10筆
面積：10,891㎡

※手数料として、売渡人及び買受人ともに、土地代金の2.5%を公社に対して支払います。

●農地の売買をお考えの人は、農業委員会までご相談ください!!

農地を転用する場合は許可が必要です

許可後事業が完了した際は、登記地目変更を忘れずに！

農地を農地以外として利用する場合は、農地転用の許可が必要となります（市街化区域については、届出する必要があります）。一時的な転用であっても許可（届出）の対象となります。許可を受けずに、農地からの転用行為を行った場合は、農地法違反により罰則の適用もありますのでご注意ください。

許可申請については、農業委員会の定例総会に諮ることとなりますので、右記の日程にご注意下さい（届出は、随時受付しています）。

また、許可事業が完了した際は、農業委員会へ報告書を提出し、登記地目変更の手続きを法務局にて忘れずに行って下さい。



資材置き場にした



青空駐車場にした



農業用施設を建てた

定例総会の日程等

- 審議案件（許可申請等）の受付期間は、毎月21日から25日までです。（※土・日・祝日を除く）
- 定例総会は、翌月10日頃に開催を予定しております。

畑の土ぼこりを減らしましょう！ （風食防止対策）

毎年、春先になると強風が生じ、畑からの土ぼこりが通行人や近隣の住宅を悩ませています。

農業委員会では、畑からの土ぼこりを減少（風食防止）させるために麦の種を無料配布しています。6月に申込の受付を行っていますので、ぜひご利用下さい。

農地を相続した場合は、 届出が必要です

相続等により農地を取得した場合は、農業委員会にその旨の届出が必要となります。

また、農地を相続したけれども、耕作を行うことが難しい場合等については、農業委員会へご相談下さい。

農 業 者 年 金 に加入しましょう！！

農業者年金は、次の3つを満たす方であれば、どなたでも加入することができます。

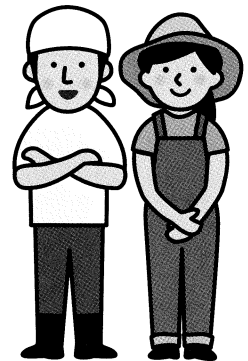
- 【加入要件】 ①年間60日以上農業に従事する方 ②国民年金の第1号被保険者
③20歳以上60歳未満の方、又は60歳以上65歳未満の国民年金任意加入被保険者の方

農業者としての加入要件は農業従事日数だけですので、この要件を満たせば農業経営者はもとより、配偶者や後継者などの家族、農業従事者や農家のパートさん、自営業との兼業農家も加入することができます。安定した老後生活に備えるため、国民年金に上乗せした公的な年金制度です。

ぜひ、ご加入をご検討下さい。

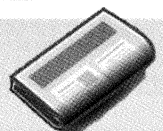
☆農業者年金のメリット☆

- ①農業者なら広く加入できる。
- ②自分で積み立てる安心の積立方式です。
- ③保険料は月額※1万円から6万7千円の間で千円単位に自由に選択できます。
※2万円未満は、別途要件付き
- ④80歳までの保証が付いた終身年金です。
- ⑤納付した保険料は、全額、所得税の社会保険料控除の対象となります。
- ⑥認定農業者などを対象に保険料の国庫補助があります。



農業者年金に関するお問い合わせは、農業委員会事務局又はお近くのJAまで

全国農業新聞を購読しましょう 購読料：月700円（送料、税込） 毎週金曜日発行
お申込みは、農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局までご連絡下さい。



非農地通知の発出について

毎年行われる農地利用状況調査により、既に森林の様相を呈している農地等については「再生利用が困難な農地」として判定し、町の農地台帳から除外するとともに、当該地権者に対して非農地である旨を記した「非農地通知」によりお知らせを行いますので、法務局にて地目変更の手続きをお願いします。

なお、令和6年度以降も順次発送を予定しています。



農地利用状況調査(農地法第30条)・農地利用意向調査(農地法第32条)へのご協力について

農地法第30条に基づき、毎年1回農地の利用状況について、町内の全農地を対象に調査を実施しています。調査の結果、農地法第32条に基づき、遊休農地の所有者に対し、今後の貸付意向等を調査します。

利用状況調査の際に、農業委員・農地利用最適化推進委員・町職員が農地に立入る場合があります。

また、意向調査が農業委員会から送付された場合は、ご回答いただきますようご協力をお願いいたします。

阿見サンクラブ

阿見町農業後継者団体の紹介



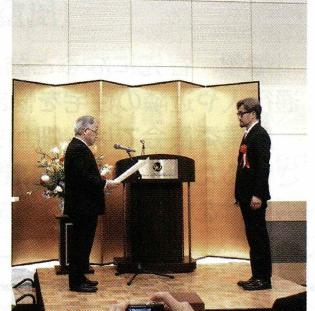
次世代の農業を担う若手の農業後継者や新規就農者が集まった団体です。仲間同士の交流や情報交換などをもとに、お互いに農業経営のサポートを行っています。

さわやかフェア等のイベントへの出店、子どもたちへの「さつま芋掘り体験」の提供など様々な活動を行っています。興味のある方・入会を希望する方、農業委員会事務局までご連絡をお待ちしております。

【写真：昨年のさつま芋掘り体験の様子】

そば共進会表彰

第67回稲作共進会表彰
第34回そば共進会表彰



令和5年度のそば共進会に、阿見町実穀在住の山口修司さんが生産された「常陸秋そば」が出品されました。その結果、第34回茨城県そば共進会では「優秀賞」を、第35回全国そば優良生産表彰においては「全国農業協同組合中央会会長賞」を受賞されました。

今後の、町のそば振興において大いに寄与されました。

【写真：表彰式の様子と、受賞された山口さん】

編集後記

3年以上も私たちの行動を制限してきた“新型コロナウイルス感染症”も5月から5類に引き下げられました。農業委員会も昨年度に比べて研修会参加等の活動する機会が増え、コロナ前の日常がもどりつつあるのを感じます。

『阿見町農業委員会だより』も今回で10号となり、これからも農業委員会の活動や地域の取り組み、農政情報などを紹介し、農業の一助になれるよう来年度も気持ちを新たに、充実した活動に取り組んでいきたいと思ひます。どうぞよろしくお願いいたします。

お問合せ先 阿見町農業委員会事務局

☎029-888-1111 内線 711 または 386



編集
委員会

委員長	大塚 芳夫
委員	吉田 浩
	山崎 翔子